

2 廃対第 2 7 2 3 2 号
令和 2 年 7 月 1 7 日

一般社団法人 香川県産業廃棄物協会
会長 松本 英高 様

香川県知事 浜田 恵造

「感染警戒期」の対策について

本県では、今月に入り、10 日から 15 日までの 6 日間で 4 名の新規感染者が発生したことから、「感染警戒期」の一步手前、いわば「準感染警戒期」にあると考え、15 日に、県民の皆様へ、油断せず警戒をしていただくことをお願いしておりましたが、翌 16 日にも 10 名の新規感染者の発生があり、10 日からの一週間の感染者数が計 14 名となりました。

4 月 21 日以降、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生しない中、首都圏での感染の拡大には注意しながらも、「感染予防対策期」として、社会経済活動も段階的に再開してきたところですが、この度の感染拡大を受けて、警戒レベルを引き上げ、7 月 18 日から 7 月 31 日までの二週間、「感染警戒期」に位置づけることとし、7 月 17 日に「知事から県民の皆様への重ねてのお願い」（別紙 1）を発表したところです。

貴職におかれましては、こうした状況を御理解いただき、「感染警戒期」の対策（別紙 2）について、貴社（団体）の職員の皆様及び関係先への周知及び感染防止対策の徹底につきまして、御協力をお願い申し上げます。

(問合せ先)

香川県環境森林部廃棄物対策課
総務・廃棄物政策グループ 福田
電 話: 0 8 7 - 8 3 2 - 3 2 2 3
e-mail: haitai@pref.kagawa.lg.jp